

山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例

山陽小野田市体育施設条例（平成17年山陽小野田市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

山陽小野田市市民体育館	使用区分			時間区分			使用時間区分帯以外 (1時間につき)		
				午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前	午後	
野田市民体育館	主専入場 田競用料等 市技使を徴 民場用収し ない 場合	アマチ ュアス ポーツ 文化行 事	2,100円	3,880円	5,030円	730円	1,360円		
			8,380円	15,510円	20,110円			2,930円	5,450円
			33,520円	62,020円	80,460円			11,730円	21,790円
	入場 料等 を徴 収す る場 合	アマチ ュアス ポーツ 文化行 事	4,190円	7,750円	10,060円	1,470円	2,720円		
		営利を 目的と しない	16,760円	31,020円	40,230円	5,870円	10,900円		

		催物					
		営利を 目的と する催 物	33,520円	62,020円	80,460円	11,730円	21,790円
一般使 用 (バド ミント ンコー ト1面 当た り)	小・ 中・高 校生		220円	220円	310円		
	その他		310円	310円	520円		
会議室		1時間につき	370円			440円	550円
トレーニング室	小・中・高校生		1人1回につき		110円		(回数券12枚綴り 1,100円)
	その他		1人1回につき		220円		(回数券12枚綴り 2,200円)
附属施設及び器具使用料							
品名	単位	金額	品名	単位	金額		
バレーボール器具	1組	440円	バスケットボール器具	1組	550円		
バドミントン器具	1組	110円	卓球器具	1組	110円		
テニス器具	1組	440円	ハンドボール器具	1組	440円		
インディアカ器具	1組	110円	パイプ椅子	1脚	10円		
机	1脚	20円	フローアシート	1式	5,500円		
移動ステージ	1式	1,100円	会議室	冷房	1時間	490円	
放送設備	1式	2,200円		暖房	1時間	330円	
備考							

- 1 専用使用とは、一定時間体育館の主競技場、更衣室及びシャワー室並びに観覧席を貸切使用することをいい、その他の使用を一般使用という。
- 2 1回とは、使用時間区分帯に従いそれぞれ1回とする。
- 3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合は、定額の2割増とする。ただし、一般使用する場合を除く。
- 4 使用時間区分帯以外（1時間につき）欄の使用料は、午前9時前及び午後10時以降の使用について適用する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。
- 5 入場料等を徴収する場合は、最高入場料に50を乗じて得た額を定額に加算して徴収する。
- 6 「入場料等」とは、使用者がその使用に際し、入場者から徴収する入場料、会費又はこれに準ずるもの（直接会場では徴収しないが、買上額等により招待券を発行するもの又は整理費名目で徴収するもの等を含む。）をいい、入場料等の金額が明らかでないものは、1,000円の入場料を徴収するものとみなす。
- 7 既設の設備以外に電気を使用する場合は、電気料に相当する額を別に徴収する。
- 8 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。
- 9 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、使用時間区分帯の欄の使用料を徴収する。

山陽小野田市野	時間区分 使用区分		午前6時から午前8時30分まで	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から日没まで
入場料を徴収しない	高校生以下	630円	1,050円	1,320円	1,050円	
	一般	1,360円	2,100円	2,620円	2,100円	
	プロスポーツ及びスポーツ	10,210円	15,710円	19,640円	15,710円	

球場	い場合	以外の催物				
	入場料を徴収する場合	高校生以下	3,140円	5,240円	6,550円	5,240円
		一般	6,290円	10,480円	13,100円	10,480円
		プロスポーツ及びスポーツ以外の催物	47,140円	78,570円	98,210円	78,570円
備考	<p>1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。</p> <p>2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。</p>					

附属施設及び器具使用料

品名	単位	金額
放送器具	1日	1,050円
	1試合	520円
スコアボード	1日	1,050円
	1試合	520円

山陽小野田市サッカーカ	時間区分 使用区分	午前6時から午前8時30分まで	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から日没まで	
		入場料を徴収しない場合	高校生以下	220円	310円	420円
一場	入場料を	一般	420円	630円	840円	630円
		プロスポーツ及びスポーツ以外の催物	3,300円	4,980円	6,600円	4,980円
一場	入場料を	高校生以下	1,100円	1,650円	2,200円	1,650円
		一般	2,200円	3,300円	4,400円	3,300円

・ 運 動 場 広 場 ・ 厚 狭 球 場	徴収 する 場合	プロスポーツ及 びスポーツ以外 の催物	16,500円	24,750円	33,000円	24,750円
	備考	<p>1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。</p> <p>2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。</p>				
附属施設及び器具使用料						
		施設名	単位	金額	備考	
夜 間 照 明	小野田運動広場	1時間	1,980円	1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて計算する。		
	岡石丸運動広場	1時間	220円			

山陽小野田 市民プール (7月第1 日曜日～8 月31日)	時間区分 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後7時まで	備考
		大人	110円	110円	
	小人	50円	50円	50円	中学生以下 (4歳未満を除く。)

山陽 小野 田市	時間区分 使用区分	午前6時から 正午まで	正午から 午後5時 まで	午後5時から 午後10 時まで	備考

武道館 (柔剣道場・アーチェリー場)	一般使用	大人	110円	110円	110円	1 小人とは、高校生（18歳未満の者を含む）以下の者をいう。 2 年間使用とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの使用をいう。 3 柔剣道場及び弓道場を併せ専用使用する場合は、所定使用料の倍額を徴収する。 4 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。 5 1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて計算する。
		小人	50円	50円	50円	
専用使用		1時間につき 330円				
弓道場）	年間使用	大人	2,200円			
		小人	1,100円			

山陽小野田市下村テニスコート	時間区分 使用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から日没まで	備考
	一般	110円	110円	110円	
小・中・高校生	50円	50円	50円		

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可したのから適用し、同日前に使用許可したものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市体育施設条例新旧対照表

改正後										改正前									
別表（第4条関係）										別表（第4条関係）									
山陽小野田市	使用区分	時間区分	午前9時	正午から午後5時	午後5時から	使用時間区分帯以外（1時間につき）		山陽小野田市	使用区分	時間区分	午前9時	正午から午後5時	午後5時から	使用時間区分帯以外（1時間につき）					
			正午まで	5時まで	午後10時まで	午前	午後				正午まで	5時まで	午後10時まで	午前	午後				
市主専入場	民競用料等	体技使を徴育場用収し	アマチュ	2,100	3,880	5,030	730円	1,360	市主専入場	民競用料等	体技使を徴育場用収し	アマチュ	2,060	3,810	4,940	720円	1,330		
			アスポー	円	円	円	円	円				アスポー	円	円	円	円	円		
館	ない	場合	営利を目的としな	8,380	15,510	20,110	2,930	5,450	館	ない	場合	営利を目的としな	8,220	15,220	19,750	2,880	5,350		
			い催物	円	円	円	円	円				い催物	円	円	円	円	円		
料等	入場	アスポー	営利を目的とする催物	33,520	62,020	80,460	11,730	21,790	料等	入場	アスポー	営利を目的とする催物	32,910	60,900	79,000	11,520	21,390		
			円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円		
料等	入場	アスポー	アマチュ	4,190	7,750	10,060	1,470	2,720	料等	入場	アスポー	アマチュ	4,110	7,610	9,880	1,440	2,670		
			円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円		

を徴収する場合	ツ文化行事					
	営利を目的としな い催物	16,760 円	31,020 円	40,230 円	5,870 円	10,900 円
	営利を目的とする 催物	33,520 円	62,020 円	80,460 円	11,730 円	21,790 円
一般使用 (バド ミント ンコー ト1面 当た り)	小・中・ 高校生	220円	220円	310円		
	その他	310円	310円	520円		
会議室		1時間につき		370円	440円	550円
トレーニング室		小・中・高校 生		1人1回につき (回数券12枚綴り 1,100円)		110円

を徴収する場合	ツ文化行事					
	営利を目的としな い催物	16,450 円	30,450 円	39,500 円	5,760 円	10,700 円
	営利を目的とする 催物	32,910 円	60,900 円	79,000 円	11,520 円	21,390 円
一般使用 (バド ミント ンコー ト1面 当た り)	小・中・ 高校生	210円	210円	310円		
	その他	310円	310円	510円		
会議室		1時間につき		1,080 円	1,620 円	2,160 円
トレーニング室		小・中・高校 生		1人1回につき (回数券12枚綴り 1,080円)		100円

		その他	1人1回につき 220円 (回数券12枚綴り 2,200円)		
附属施設及び器具使用料					
品名	単位	金額	品名	単位	金額
バレーボール器具	1組	440円	バスケットボール器具	1組	550円
バドミントン器具	1組	110円	卓球器具	1組	110円
テニス器具	1組	440円	ハンドボール器具	1組	440円
インディアアカ器具	1組	110円	パイプ椅子	1脚	10円
机	1脚	20円	フロアシート	1式	5,500円
移動ステージ	1式	1,100円	会議室	冷房	1時 490円

		その他	1人1回につき 210円 (回数券12枚綴り 2,160円)		
附属施設及び器具使用料					
品名	単位	金額	品名	単位	金額
バレーボール器具	1組	430円	バスケットボール器具	1組	540円
バドミントン器具	〃	100円	卓球器具	〃	100円
テニス器具	〃	430円	ハンドボール器具	〃	430円
インディアアカ器具	〃	100円	パイプ椅子	1脚	10円
机	1脚	20円	フロアシート	1式	5,400円
移動ステージ	1式	1,080円	会議室	冷房	1時 480円

放送設備	1式	2,200	暖房	1	330円
		円		時間	

備考

- 1 専用使用とは、一定時間体育館の主競技場、更衣室及びシャワー室並びに観覧席を貸切使用することをいい、その他の使用を一般使用という。
- 2 1回とは、使用時間区分帯に従いそれぞれ1回とする。
- 3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合は、定額の2割増とする。ただし、一般使用する場合を除く。
- 4 使用時間区分帯以外（1時間につき）欄の使用料は、午前9時前及び午後10時以降の使用について適用する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。
- 5 入場料等を徴収する場合は、最高入場料に50を乗じて得た額を定額に加算して徴収する。
- 6 「入場料等」とは、使用者がその使用に際し、入

放送設備	〃	2,160円	暖房	1	320円
				時間	

備考

- 1 専用使用とは、一定時間体育館の主競技場、更衣室及びシャワー室並びに観覧席を貸切使用することをいい、その他の使用を一般使用という。
- 2 1回とは、使用時間区分帯に従いそれぞれ1回とする。
- 3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合は、定額の2割増とする。ただし、一般使用する場合を除く。
- 4 使用時間区分帯以外（1時間につき）欄の使用料は、午前9時前及び午後10時以降の使用について適用する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。
- 5 入場料等を徴収する場合は、最高入場料に50を乗じて得た額を定額に加算して徴収する。
- 6 「入場料等」とは、使用者がその使用に際し、入

場者から徴収する入場料、会費又はこれに準ずるもの（直接会場では徴収しないが、買上額等により招待券を発行するもの又は整理費名目で徴収するもの等を含む。）をいい、入場料等の金額が明らかでないものは、1,000円の入場料を徴収するものとみなす。

- 7 既設の設備以外に電気を使用する場合は、電気料に相当する額を別に徴収する。
- 8 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。
- 9 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、使用時間区分帯の欄の使用料を徴収する。

場者から徴収する入場料、会費又はこれに準ずるもの（直接会場では徴収しないが、買上額等により招待券を発行するもの又は整理費名目で徴収するもの等を含む。）をいい、入場料等の金額が明らかでないものは、1,000円の入場料を徴収するものとみなす。

- 7 既設の設備以外に電気を使用する場合は、電気料に相当する額を別に徴収する。
- 8 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。
- 9 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、使用時間区分帯の欄の使用料を徴収する。

山陽小野田市	時間区分	午前6時	午前8時	正午から	午後5時
		から午前8時30分まで	30分から正午まで	午後5時まで	から日没まで
田入場料を徴収しない	高校生以下	630円	1,050円	1,320円	1,050円
田入場料を徴収しない	一般	1,360円	2,100円	2,620円	2,100円
田入場料を徴収しない	プロス	10,210円	15,710円	19,640円	15,710円

山陽小野田市	時間区分	午前6時	午前8時	正午から	午後5時
		から午前8時30分まで	30分から正午まで	午後5時まで	から日没まで
田入場料を徴収しない	高校生以下	620円	1,030円	1,290円	1,030円
田入場料を徴収しない	一般	1,330円	2,060円	2,580円	2,060円
田入場料を徴収しない	プロス	10,030円	15,430円	19,280円	15,430円

場合	スポーツ 及びス ポーツ 以外の 催物				
入場 料を 徴収 する 場合	高校生 以下 一般 プロス ポーツ 及びス ポーツ 以外の 催物	3,140円 6,290円 47,140円	5,240円 10,480円 78,570円	6,550円 13,100円 98,210円	5,240円 10,480円 78,570円
備考	<p>1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。</p> <p>2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。</p>				
附属施設及び器具使用料					
品名	単位	金額			
放送器	1日	1,050円			

場合	スポーツ 及びス ポーツ 以外の 催物				
入場 料を 徴収 する 場合	高校生 以下 一般 プロス ポーツ 及びス ポーツ 以外の 催物	3,080円 6,170円 46,280円	5,150円 10,290円 77,140円	6,430円 12,860円 96,430円	5,150円 10,290円 77,140円
備考	<p>1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。</p> <p>2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。</p>				
附属施設及び器具使用料					
品名	単位	金額	備考		
放送器	1日	1,030円	専用使用の場合にあっ		

具	1 試合	520円
スコア	1 日	1,050円
一ボー	1 試合	520円
ド		

具	1 試合	510円	ては 1 日以内を、一般 使用の場合にあっては 使用時間区分帯をそれ ぞれ 1 回として計算す る。
スコア	1 日	1,030円	
一ボー	1 試合	510円	
ルド			

山陽小野田	時間区分	使用区分	午前 6 時	午前 8 時	正午から	午後 5 時
			から午前 8 時 3 0 分まで	3 0 分か ら正午ま で	午後 5 時 まで	から日没 まで
田入場	料を	高校生以	220円	310円	420円	310円
		下				
サ徴収	ツしな	一般	420円	630円	840円	630円
		プロスポ ーツ及び スポーツ 以外の催 物	3,300円	4,980円	6,600円	4,980円
運入場	動料を	高校生以	1,100円	1,650円	2,200円	1,650円
		下				
広徴収	場	一般	2,200円	3,300円	4,400円	3,300円

山陽小野田	時間区分	使用区分	午前 6 時	午前 8 時	正午から	午後 5 時
			から午前 8 時 3 0 分まで	3 0 分か ら正午ま で	午後 5 時 まで	から日没 まで
田入場	料を	高校生以	210円	310円	420円	310円
		下				
サ徴収	ツしな	一般	420円	620円	830円	620円
		プロスポ ーツ及び スポーツ 以外の催 物	3,240円	4,890円	6,480円	4,890円
運入場	動料を	高校生以	1,080円	1,620円	2,160円	1,620円
		下				
広徴収	場	一般	2,160円	3,240円	4,320円	3,240円

場 ・ 厚 狭 球	場 ・ 厚 狭 球	する 場合 スポーツ 以外の催 物	16,500円	24,750円	33,000円	24,750円
備考	備考	1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。 2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。				
附属施設及び器具使用料						
施設名		単位	金額	備考		
夜間照 明	小野田運 動広場	1時間	1,980円	1時間未満の端数 が生じたときは、		
	岡石丸運 動広場	1時間	220円	1時間に切り上げ て計算する。		

場 ・ 厚 狭 球	場 ・ 厚 狭 球	する 場合 スポーツ 以外の催 物	16,200円	24,300円	32,400円	24,300円
備考	備考	1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。 2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。				
附属施設及び器具使用料						
施設名		単位	金額	備考		
夜間照 明	小野田運 動広場	1時間	1,940円	1時間未満の端数 が生じたときは、		
	岡石丸運 動広場	1時間	210円	1時間に切り上げ て計算する。		

山陽小 野田市 民プー ル (7月 第1日 曜日～ 8月 31 日)	時間区 分	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後4 時まで	午後5時 から午後 7時まで	備考
	使用区 分				
	大人	110円	110円	110円	
小人	50円	50円	50円	中学生以 下 (4歳未 満を除 く。)	

山陽小 野田市 民プー ル (7月 第1日 曜日～ 8月 31 日)	時間区 分	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後4 時まで	午後5時 から午後 7時まで	備考
	使用区 分				
	大人	100円	100円	100円	
小人	50円	50円	50円	中学生以 下 (4歳未 満を除 く。)	

山陽小 野田市 武区分 道一大	時間区 分	午前6 時から 正午ま で	正午か ら午後 5時ま で	午後5 時から 午後 10時 まで	備考
	使用区 分				
	110円	110円	110円	1	小人とは、高校生

山陽小 野田市 武区分 道一大	時間区 分	午前6 時から 正午ま で	正午か ら午後 5時ま で	午後5 時から 午後 10時 まで	備考
	使用区 分				
	100円	100円	100円	1	小人とは、高校生

館	一般	人				<u>(18歳未満の者を含む)以下の者をいう。</u> <u>2 年間使用とは、毎年</u>
使	小	50円	50円	50円		
柔	用	人				<u>4月1日から翌年3月</u> <u>31日までの使用をい</u> <u>う。</u>
剣	専用使	道用	1時間につき	330	円	<u>3 柔剣道場及び弓道場</u> <u>を併せ専用使用する場</u> <u>合は、所定使用料の倍</u> <u>額を徴収する。</u>
場	年	大		2,200円		<u>4 市外申込者の使用</u> <u>は、定額の5割増とす</u> <u>る。</u>
・	間	人				<u>5 1時間未満の端数が</u> <u>生じたときは、1時間</u> <u>に切り上げて計算す</u> <u>る。</u>
弓	使	小		1,100円		
道	用	人				
場						
)						
・						
ア						
ー						
チ						
ェ						
リ						
ー						
場						

館	一般	人				<u>(18歳未満の者を含む)以下の者をいう。</u> <u>2 年間使用とは、毎年</u>
使	小	50円	50円	50円		
柔	用	人				<u>4月1日から翌年3月</u> <u>31日までの使用をい</u> <u>う。</u>
剣	専用使	道用	1時間につき	320	円	<u>3 武道館は、柔剣道場</u> <u>及び弓道場をもって構</u> <u>成する。</u>
場	年	大		2,160円		<u>4 柔剣道場及び弓道場</u> <u>を併せ専用使用する場</u> <u>合は、所定使用料の倍</u> <u>額を徴収する。</u>
・	間	人				<u>5 市外申込者の使用</u> <u>は、定額の5割増とす</u> <u>る。</u>
弓	使	小		1,080円		<u>6 1時間未満の端数が</u> <u>生じたときは、1時間</u> <u>に切り上げて計算す</u> <u>る。</u>
道	用	人				
場						
)						
・						
ア						
ー						
チ						
ェ						
リ						
ー						
場						

山陽小野田 市 下 村 テ ニ ス コ ー ト	時間区分	午前 9	正午か	午後 5	備考
	使用区分	時から	ら午後	時から	
		正午ま	5時ま	日没ま	
一般	で	で	で	で	市外申込者の使用料は、定額の3倍とする。
110円	110円	110円			
小・中・高校生	50円	50円	50円		

山陽小野田 市 下 村 テ ニ ス コ ー ト	時間区分	午前 9	正午か	午後 5	備考
	使用区分	時から	ら午後	時から	
		正午ま	5時ま	日没ま	
一般	で	で	で	で	市外申込者の使用料は、定額の3倍とする。
100円	100円	100円			
小・中・高校生	50円	50円	50円		